

2006年2月9日

社会保障審議会障害者部会
部会長 京極 高宣 様

社会保障審議会障害者部会
委員 岡谷 恵子
(社団法人 日本看護協会)

社会保障審議会障害者部会への意見

障害者及び障害児とその家族が、それぞれの状況に応じて自立した日常生活を営むことのできる地域社会の実現に向けて、障害者自立支援法を具体的に推進していくことが必要です。ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者の選択と権利が十分に尊重されるような政策を推進していただきますよう、以下の5点について意見を述べさせていただきます。

趣旨をご理解の上、ぜひとも当事者の立場に立った積極的な審議を進め、今後の施策に反映いただけますよう、お願い申し上げます。

1. グループホーム等の居住支援サービスについては、地域密着・小規模型を基本として充実させるべきであり、病院等の敷地内に設置することに反対します。
2. 精神障害者等の公営住宅の優先入居を進めてください。
3. 障害者に対する正しい知識の普及・啓発のための教育の取り組みを、なお一層進めてください。
4. 障害者自立支援法の施行にあたっては、障害者の所得保障のあり方について早急に検討を進めてください。
5. 審議会への当事者参画を、なお一層推進してください。

以上

(説明)

1. グループホーム等の居住支援サービスについては、地域密着・小規模型を基本として充実させるべきであり、病院等の敷地内に設置することに反対します。

居住支援サービスとして提供されることとなるグループホーム、ケアホーム、福祉ホームは、“施設”ではなく障害者の“居住の場”として位置づけられていると理解しています。したがって、“居住の場”であるならば、施設や病院等とは一線を画して、地域社会の人々とのかかわりや支え合いの中に障害者の生活を位置づけることが必要です。また、病院・施設等と同じ敷地内に居住する生活は、真の意味での地域社会への復帰とは言えず、障害者自立支援法の理念の達成は難しいと考えます。これらから、少なくとも、新たに事業指定を受けるグループホーム等については、病院・施設等の敷地内という立地条件にある場合は、認めない手立てが必要であると考えます。

さらに、既存のグループホーム等についても、施設等と分離するための、政策誘導を行うべきではないでしょうか。グループホーム等の入居者が、障害者福祉サービスや医療サービスを利用する場合、“すぐ隣の建物”へ行くのではなく、“居住の場”からサービス提供の“場”まで移動することが保障される仕組みを作っていたきたいと思います。

また、“居住の場”という観点から、その規模も少人数で行われるべきであると考えます。

2. 精神障害者等の公営住宅の優先入居を進めてください。

昨年12月の公営住宅法施行令の一部改正に伴い、公営住宅への精神障害者、知的障害者等の単身入居が可能となったことは、大きな前進であったと評価しています。しかし、あくまでも窓口での単身入居申し込みが可能となったということのみで、優先的に入居できるまでには至っておりません。また、障害者自立支援法の施行により、新たに居住支援サービスがスタートすることとなりますが、精神障害者等の民間賃貸住宅への入居のハードルはまだまだ高いのが現状です。

障害者の地域生活を支援するために、厚生労働省として、国土交通省と連携を図り、精神障害者等の公営住宅の優先入居を促すよう、施策誘導を講じていただきたいと考えます。

3. 障害者に対する正しい知識の普及・啓発のための教育の取り組みを、なお一層進めてください。

障害者自立支援法の目的にも掲げられている「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現」のためには、国民に対する啓発・啓蒙が欠かせません。精神疾患については、2004年3月に取りまとめられた「心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会」の報告書・指

針がその後、どのように活用され浸透しているのか、検証が必要であると考えます。

また、子どもの頃から障害者やノーマライゼーションについて正しい知識を持つことが重要であることはこれまでも指摘されてきていることであり、教育現場における啓発・啓蒙活動を国の施策として文部科学省とともに、早急に実施していただきたいと思います。

4. 障害者自立支援法の施行にあたっては、障害者の所得保障のあり方について早急に検討を進めてください。

障害者自立支援法の成立過程において、障害者の所得保障については、障害福祉サービスに係る利用者負担導入の“大前提”として、本部会および国会審議等の場でも課題として提示され、附則の検討事項に法案修正という形で追加されるに至っています。

障害者の所得状況を把握するとともに、「所得の確保に係る施策の在り方」についての検討を早急に行ってください。また、検討に際しては、何年をめどに結論を得るのか、明らかにしていただきたいと思います。

5. 審議会への当事者参画を、なお一層推進してください。

本部会においても、当事者の方々が委員として参加され、サービスを利用する立場から、様々な貴重な意見をいただいていると認識しています。今後も、行政機関における審議・検討の場においては当事者参加を基本とする方針を継続していただくことを切望いたします。

以 上